



長崎県公報

目 次

| ◎ 条 例 | 所管課(室)名 |
|--|-----------------------|
| ○内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例 | 新 行 政 推 進 室 |
| ○長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| ○長崎県手数料条例の一部を改正する条例 | 財 政 課 |
| ○長崎歴史文化博物館条例の一部を改正する条例 | 文化振興・世界遺産課 |
| ○長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例 | 障 害 福 祉 課 |
| | こども未来課 |
| | こども家庭課 |
| ○長崎県主要農作物種子条例 | 農 産 園 芸 課 |
| ○長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 | 農 村 整 備 課 |
| ○長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例 | 建 築 課 |
| ○市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例 | 教 職 員 課 |
| ○県立高等学校等条例の一部を改正する条例 | 特別支援教育課 |
| ○警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | 警 察 本 部 警 務 課 |
| ○長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| ○長崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例 | 警 察 本 部 組 織 犯 罪 対 策 課 |

条 例

内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第1号

内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例

内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる内部組織（以下「組織」という。）を置き、各組織の分掌事務は、当該各号に定めるとおりとする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、知事の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(1) <u>秘書・広報戦略部</u> 秘書及び広報に関する事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 総務部</p> | <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる内部組織（以下「組織」という。）を置き、各組織の分掌事務は、当該各号に定めるとおりとする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、知事の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務部</p> |

| | |
|---|---|
| ア～エ 略 オ 広聴に関する事項 カ 略 (4) 危機管理部 危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項 (5)～(12) 略 | ア～エ 略 オ 秘書、広報及び広聴に関する事項 カ 略 (3)～(10) 略 (11) 前各号の組織に属さない知事の直近下位の組織 危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項 |
|---|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 2 長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------|-----|--|--|--|---|----|----|-----|-----------------------------|---|--------------------|
| <p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 20%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 400px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 部局 | 事務 | 市町村 | | | | <p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 20%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">知事 の 直 属 関 係</td> <td style="vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 法第3条の規定による製造の許可に関する<u>こと。</u> イ 法第5条の規定による販売営業の許可に関する<u>こと。</u> ウ 法第8条の規定による許可の取消しに関する<u>こと。</u> エ 法第9条第3項の規定による製造施設及び製造方法についての命令に関する<u>こと。</u> オ 法第10条第1項及び第2項の規定による変更許可等に関する<u>こと。</u> カ 法第11条第3項の規定による貯蔵方法についての命令に関する<u>こと。</u> キ 法第12条第1項及び第2項の規定による火薬庫の設置許可等に関する<u>こと。</u> ク 法第12条の2第2項の規定による承継届出の受理に関する<u>こと。</u> ケ 法第13条ただし書の規定による火薬庫の許可に関する<u>こと。</u> コ 法第14条第2項の規定による火薬庫の基準適合命令に関する<u>こと。</u> サ 法第15条第1項から第3項までの規定による製造施設等の完成検査に関する<u>こと。</u> シ 法第16条の規定による廃止届出の受理に関する<u>こと。</u> ス 法第17条第1項から第4項まで及び第6項から第9項までの規定による譲渡又は譲受の許可に関する<u>こと。</u> セ 法第24条第1項から第3項までの規定による輸入の許可等に関する<u>こと。</u> ソ 法第25条第1項から第3項までの規定による消費の許可等に関する<u>こと。</u> タ 法第27条の規定による廃棄の許可に関する<u>こと。</u> チ 法第28条第1項から第4項までの規定による危害予防規程の許可等に関する<u>こと。</u> ツ 法第29条第1項、第2項及び第4項の規定による保安教育計画の認可等に関する<u>こと。</u> テ 法第30条第3項の規定による保安責任者についての届出の受理に関する<u>こと。</u> ト 法第33条第2項の規定による保安責任者の代理者についての届出の受理に関する<u>こと。</u> ナ 法第34条の規定による保安責任者等の解任命令に関する<u>こと。</u> </td> <td style="vertical-align: top;">長崎市、壱岐市、五島市及び新上五島町</td> </tr> </tbody> </table> | 部局 | 事務 | 市町村 | 知事 の 直 属 関 係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 法第3条の規定による製造の許可に関する<u>こと。</u> イ 法第5条の規定による販売営業の許可に関する<u>こと。</u> ウ 法第8条の規定による許可の取消しに関する<u>こと。</u> エ 法第9条第3項の規定による製造施設及び製造方法についての命令に関する<u>こと。</u> オ 法第10条第1項及び第2項の規定による変更許可等に関する<u>こと。</u> カ 法第11条第3項の規定による貯蔵方法についての命令に関する<u>こと。</u> キ 法第12条第1項及び第2項の規定による火薬庫の設置許可等に関する<u>こと。</u> ク 法第12条の2第2項の規定による承継届出の受理に関する<u>こと。</u> ケ 法第13条ただし書の規定による火薬庫の許可に関する<u>こと。</u> コ 法第14条第2項の規定による火薬庫の基準適合命令に関する<u>こと。</u> サ 法第15条第1項から第3項までの規定による製造施設等の完成検査に関する<u>こと。</u> シ 法第16条の規定による廃止届出の受理に関する<u>こと。</u> ス 法第17条第1項から第4項まで及び第6項から第9項までの規定による譲渡又は譲受の許可に関する<u>こと。</u> セ 法第24条第1項から第3項までの規定による輸入の許可等に関する<u>こと。</u> ソ 法第25条第1項から第3項までの規定による消費の許可等に関する<u>こと。</u> タ 法第27条の規定による廃棄の許可に関する<u>こと。</u> チ 法第28条第1項から第4項までの規定による危害予防規程の許可等に関する<u>こと。</u> ツ 法第29条第1項、第2項及び第4項の規定による保安教育計画の認可等に関する<u>こと。</u> テ 法第30条第3項の規定による保安責任者についての届出の受理に関する<u>こと。</u> ト 法第33条第2項の規定による保安責任者の代理者についての届出の受理に関する<u>こと。</u> ナ 法第34条の規定による保安責任者等の解任命令に関する<u>こと。</u> | 長崎市、壱岐市、五島市及び新上五島町 |
| 部局 | 事務 | 市町村 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 部局 | 事務 | 市町村 | | | | | | | | | | | |
| 知事 の 直 属 関 係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 法第3条の規定による製造の許可に関する<u>こと。</u> イ 法第5条の規定による販売営業の許可に関する<u>こと。</u> ウ 法第8条の規定による許可の取消しに関する<u>こと。</u> エ 法第9条第3項の規定による製造施設及び製造方法についての命令に関する<u>こと。</u> オ 法第10条第1項及び第2項の規定による変更許可等に関する<u>こと。</u> カ 法第11条第3項の規定による貯蔵方法についての命令に関する<u>こと。</u> キ 法第12条第1項及び第2項の規定による火薬庫の設置許可等に関する<u>こと。</u> ク 法第12条の2第2項の規定による承継届出の受理に関する<u>こと。</u> ケ 法第13条ただし書の規定による火薬庫の許可に関する<u>こと。</u> コ 法第14条第2項の規定による火薬庫の基準適合命令に関する<u>こと。</u> サ 法第15条第1項から第3項までの規定による製造施設等の完成検査に関する<u>こと。</u> シ 法第16条の規定による廃止届出の受理に関する<u>こと。</u> ス 法第17条第1項から第4項まで及び第6項から第9項までの規定による譲渡又は譲受の許可に関する<u>こと。</u> セ 法第24条第1項から第3項までの規定による輸入の許可等に関する<u>こと。</u> ソ 法第25条第1項から第3項までの規定による消費の許可等に関する<u>こと。</u> タ 法第27条の規定による廃棄の許可に関する<u>こと。</u> チ 法第28条第1項から第4項までの規定による危害予防規程の許可等に関する<u>こと。</u> ツ 法第29条第1項、第2項及び第4項の規定による保安教育計画の認可等に関する<u>こと。</u> テ 法第30条第3項の規定による保安責任者についての届出の受理に関する<u>こと。</u> ト 法第33条第2項の規定による保安責任者の代理者についての届出の受理に関する<u>こと。</u> ナ 法第34条の規定による保安責任者等の解任命令に関する<u>こと。</u> | 長崎市、壱岐市、五島市及び新上五島町 | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------|--|---------------------------|--|
| 総務部関係 | 略 | 総務部関係 | 略 |
| 危機管理部関係 | <p>1 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 法第3条の規定による製造の許可に関すること。</p> <p>イ 法第5条の規定による販売営業の許可に関すること。</p> <p>ウ 法第8条の規定による許可の取消しに関すること。</p> <p>エ 法第9条第3項の規定による製造施設及び製造方法についての命令に関すること。</p> <p>オ 法第10条第1項及び第2項の規定による変更許可等に関すること。</p> <p>カ 法第11条第3項の規定による貯蔵方法についての命令に関すること。</p> <p>キ 法第12条第1項及び第2項の規定による火薬庫の設置許可等に関すること。</p> <p>ク 法第12条の2第2項の規定による承継届出の受理に関すること。</p> <p>ケ 法第13条ただし書の規定による火薬庫の許可に関すること。</p> <p>コ 法第14条第2項の規定による火薬庫の基準適合命令に関すること。</p> <p>サ 法第15条第1項から第3項までの規定による製造施設等の完成検査に関すること。</p> <p>シ 法第16条の規定による廃止届出の受理に関すること。</p> <p>ス 法第17条第1項から第4項まで及び第6項から第9項までの規定による譲渡又は譲受の許可に関すること。</p> <p>セ 法第24条第1項から第3項までの規定による輸入の許可等に関すること。</p> <p>ソ 法第25条第1項から第3項までの規定による消費の許可等に関すること。</p> <p>タ 法第27条の規定による廃棄の許可に関すること。</p> <p>チ 法第28条第1項から第4項までの規定による危害予防規程の許可等に関すること。</p> <p>ツ 法第29条第1項、第2項及び第4項の規定による保安教育計画の認可等に関すること。</p> <p>テ 法第30条第3項の規定による保安責任者についての届出の受理に関すること。</p> | <p>長崎市、壱岐市、五島市及び新上五島町</p> | <p>ニ 法第35条第1項及び第3項の規定による保安検査に関すること。</p> <p>ヌ 法第35条の2第2項から第4項までの規定による定期自主検査に関すること。</p> <p>ネ 法第36条の規定による安定度試験についての報告等に関すること。</p> <p>ノ 法第42条の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>ハ 法第43条第1項の規定による立入検査等に関すること。</p> <p>ヒ 法第44条の規定による許可の取消し等に関すること。</p> <p>フ 法第45条の規定による緊急措置等に関すること。</p> <p>ヘ 法第45条の3の10の規定による検査記録についての届出の受理に関すること。</p> <p>ホ 法第46条第2項の規定による事故報告等の徴収に関すること。</p> <p>マ 法第47条の規定による現状変更の禁止についての指示に関すること。</p> <p>ミ 法第48条第1項の規定による許可への条件の付加に関すること。</p> <p>ム 法第52条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定による意見の聴取、通報等に関すること。</p> <p>メ 法第54条第1項の規定による聴聞に関すること。</p> |

| | |
|---|----------|
| <p>ト 法第33条第2項の規定による保安責任者の代理者についての届出の受理に関すること。</p> <p>ナ 法第34条の規定による保安責任者等の解任命令に関すること。</p> <p>ニ 法第35条第1項及び第3項の規定による保安検査に関すること。</p> <p>ヌ 法第35条の2第2項から第4項までの規定による定期自主検査に関すること。</p> <p>ネ 法第36条の規定による安定度試験についての報告等に関すること。</p> <p>ノ 法第42条の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>ハ 法第43条第1項の規定による立入検査等に関すること。</p> <p>ヒ 法第44条の規定による許可の取消し等に関すること。</p> <p>フ 法第45条の規定による緊急措置等に関すること。</p> <p>ヘ 法第45条の3の10の規定による検査記録についての届出の受理に関すること。</p> <p>ホ 法第46条第2項の規定による事故報告等の徴収に関すること。</p> <p>マ 法第47条の規定による現状変更の禁止についての指示に関すること。</p> <p>ミ 法第48条第1項の規定による許可への条件の付加に関すること。</p> <p>ム 法第52条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定による意見の聴取、通報等に関すること。</p> <p>メ 法第54条第1項の規定による聴聞に関すること。</p> | <p>略</p> |
|---|----------|

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第2号

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|--|-----------------------------|--|--|-----------------------|
| (市町村が処理する事務の範囲等) | | | (市町村が処理する事務の範囲等) | | |
| 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。 | | | 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。 | | |
| 部局 | 事務 | 市町村 | 部局 | 事務 | 市町村 |
| 略 | | | 略 | | |
| 産業労働部関係 | 1～6 略 7 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～ヌ 略 | 島原市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市及び新上五島町 | 産業労働部関係 | 1～6 略 7 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～ヌ 略 | 島原市、壱岐市、西海市、雲仙市及び南島原市 |
| 略 | | | 略 | | |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第3号

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|--|---|--------------------------|----|----|--------|---|---|--------------------------|----|----|--------|
| （手数料の徴収） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第227条の規定に基づき、県の事務で特定の者のためにするものについては、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。 （手数料の種別、金額等） 第2条 略 2 法第227条の規定により手数料を徴収する事務を処理するため、郵便料金その他の送付に要する費用が生じる場合には、当該費用の額を徴収することができる。 | | | | | | （手数料の徴収） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、県の事務で特定の者のためにするものについては、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。 （手数料の種別及び金額） 第2条 略 | | | | | |
| 別表第1（第2条関係） | | | | | | 別表第1（第2条関係） | | | | | |
| 福祉保健部 | | | | | | 福祉保健部 | | | | | |
| 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 | 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 |
| 1～31 略 | | | | | | 1～31 略 | | | | | |
| 32 | 介護保険法第69条の11第1項の規定により登録試験問題作成機関が行う介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成 | 介護支援専門員実務研修受講試験試験問題作成手数料 | | 1件 | 1,400円 | 32 | 介護保険法第69条の11第1項の規定により登録試験問題作成機関が行う介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成 | 介護支援専門員実務研修受講試験試験問題作成手数料 | | 1件 | 1,800円 |
| 33～58 略 | | | | | | 33～58 略 | | | | | |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長崎県手数料条例の規定は、施行日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

長崎歴史文化博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第4号

長崎歴史文化博物館条例の一部を改正する条例

長崎歴史文化博物館条例（平成16年長崎県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|---|--|
| （開館日） 第7条 博物館は、 <u>施設の保守点検等のため知事の承認を得て指定管理者が定める日（以下「休館日」という。）</u> を除き開館するものとする。 | | （開館日） 第7条 博物館は、 <u>指定管理者が定める月に1回の施設の保守点検等のための休館日</u> を除き開館するものとする。 | |
| 2 略 | | 2 略 | |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第5号

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号。附則において「設備運営基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>2 前項の規定は、<u>入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第11条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、<u>当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第11条の2 障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、<u>当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第22条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、<u>児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活</u></p> | <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の長は、入所中の児童（法第33条の7に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を講じるときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第11条の2 障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、<u>当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2及び3 略</p> |

動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第22条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員配置）

第49条 略

2～4 略

5 第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において看護師等という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員配置）

第93条 略

2～9 略

10 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第102条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（職員）

第102条 略

2 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員につい

（職員配置）

第49条 略

2～4 略

5 乳児4人以上を入所させる保育所の第2項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師等を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

（職員配置）

第93条 略

2～9 略

（職員）

第102条 略

ては、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年長崎県条例第64号。附則において「認定こども園認定要件条例」という。)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------|------|--|-------|--------------------------------|------|---|---|--|--|
| <p>(管理運営等)</p> <p>第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(10) <u>通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)</u>を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 第5条第2項及び第5項(同項ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>6 <u>第5条第2項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>7 下の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">附則第6項</td> <td style="text-align: center;">第5条第2項により置かなければならない保育士の資格を有する者</td> <td style="text-align: center;">看護師等</td> </tr> </table> | 略 | | | 附則第6項 | 第5条第2項により置かなければならない保育士の資格を有する者 | 看護師等 | <p>(管理運営等)</p> <p>第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 第5条第2項及び第5項(同項ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>6 下の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 略 | | |
| 略 | | | | | | | | | | |
| 附則第6項 | 第5条第2項により置かなければならない保育士の資格を有する者 | 看護師等 | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | |

(長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第68号。附則において「指定通所支援基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p><u>第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p>第47条 削除</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条及び第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、<u>第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第71条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支</u></p> | <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p><u>第47条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、<u>第47条並びに第52条第2項を除く。</u>)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第71条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この</p> |

| | |
|--|--|
| <p>援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第71条の2及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業員の勤務の体制」と読み替えるものとする。</p> | <p>場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第71条の2及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業員の勤務の体制」と読み替えるものとする。</p> |
|--|--|

(長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号。附則において「指定入所施設基準条例」という。）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p> <p>第44条 削除</p> | <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第44条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のため</p> |

に必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|--------------|---|---|-----------|---|
| (児童福祉施設基準条例の準用) 第24条 児童福祉施設基準条例第4条第3項、第4項、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条から第11条まで、第12条（第3項を除く。）、第13条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第22条、第50条第7号、第51条（後段を除く。）並びに第55条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | | | (児童福祉施設基準条例の準用) 第24条 児童福祉施設基準条例第4条第3項、第4項、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条から第11条まで、第12条（第3項を除く。）、第13条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第22条、第50条第7号、第51条（後段を除く。）並びに第55条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | | |
| 読み替える児童福祉施設基準条例の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 読み替える児童福祉施設基準条例の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 略 | | | 略 | | |
| 第11条 | 利用者に対する支援の提供 | 園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。） | 第11条 | 児童福祉施設の長 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。） |
| 略 | | | 入所中の児童（法第33条の7に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条 その児童 | | |
| 第20条第1項 | 援助 | 教育及び保育並びに子育ての支援 | 第20条第1項 | 援助 | 教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援 |
| 略 | | | 略 | | |
| 第55条 | 保育所の長 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長 | 第55条 | 保育所の長 | 園長 |
| 略 | | | 略 | | |
| 2 児童福祉施設基準条例第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学 | | | 2 児童福祉施設基準条例第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社 | | |

校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

1～11 略

12 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、自分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

13 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

14 第10項から第12項までの規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(安全計画の策定に係る経過措置)

2 施行日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の設備運営基準条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第22条の3（保育所に係るものを除く。）、第3条の規定による改正後の指定通所支援基準条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第41条の2（第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）及び第4条の規定による改正後の指定入所施設基準条例第38条の2（第60条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

3 新設備運営基準条例第22条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、認定こども園において第2条の規定による改正後の認定こども園認定要件条例第10条第10号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザー等を備えることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えて同条第9号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措

会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

附 則

1～11 略

12 前2項の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

- 5 新指定通所支援基準条例第41条の3第2項（第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2及び第82条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザー等を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

長崎県主要農作物種子条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第6号

長崎県主要農作物種子条例

（目的）

- 第1条 この条例は、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆（以下「主要農作物」という。）の種子の生産及び普及に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物の種子の安定的な生産及び品質の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

- 第2条 主要農作物の種子の生産及び普及は、食料安全保障の観点から優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な生産及び普及が本県の農業の持続的な発展及び消費者への安全で安心できる良質な主要農作物の安定的な供給に不可欠なものであるという認識の下に、行われなければならない。

- 2 主要農作物の種子の生産及び普及は、県、種子生産者その他関係者が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

（県の責務）

- 第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、本県に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）について、当該品種の優良な種子の低廉かつ安定的な生産及び普及に関する施策を計画的に推進するとともに、当該施策に必要な体制の整備を図るものとする。

（奨励品種の決定）

- 第4条 知事は、奨励品種について、必要な調査を実施したうえで決定するものとする。

（種子計画の策定）

- 第5条 知事は、毎年度、奨励品種の種子の安定的な生産に関する計画（以下「種子計画」という。）を策定するものとする。

- 2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 奨励品種の種子の種類別の需給の見通し及び生産に関する事項
- (2) 奨励品種の原種（奨励品種の種子の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。）及び原原種（当該原種の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。）（以下「原種等」という。）の生産に関する事項
- (3) その他奨励品種の種子の安定的な供給に関する事項

（原種等の生産）

- 第6条 知事は、種子計画に基づき、奨励品種の優良な種子の生産に必要な原種等の生産を行うものとする。

- 2 知事は、県以外の者が経営するほ場において、原種等の生産が適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。

- 3 次条第2項の規定は前項の規定による指定について、第8条及び第9条の規定は同項の指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種等の生産について準用する。

（指定種子生産ほ場の指定）

- 第7条 知事は、譲渡の目的をもって又は委託を受けて奨励品種の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

（審査）

- 第8条 指定種子生産ほ場を経営する者（以下「指定種子生産者」という。）は、次に掲げるほ場審査及び生産物審査（以下「審査」という。）を受けなければならない。

- (1) ほ場審査（指定種子生産ほ場において、栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について知事が行う審査をいう。）
- (2) 生産物審査（ほ場審査に合格した指定種子生産ほ場において生産された奨励品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について知事が行う審査をいう。）
- 2 前項各号に掲げる審査は、指定種子生産者からの請求により行うものとする。
- 3 知事は、前項の請求があった場合は、知事が任命する者（以下「審査員」という。）に審査をさせるものとし、審査員は、審査の結果について、指定種子生産者に対して審査証明書を交付するものとする。
- 4 審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを呈示しなければならない。
- 5 第1項各号に掲げる審査の基準及び方法、第2項の請求の方法並びに第3項の審査証明書の交付の方法は、別に定める。

（指導、助言及び勧告等）

第9条 知事は、指定種子生産者に対し、奨励品種の優良な種子の安定的な生産のために必要な指導、助言及び勧告を行い、その他必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第10条 県は、主要農作物の種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に県が県内における生産を普及すべき主要農作物の優良な品種として決定している品種については、第4条の規定により決定された奨励品種とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県が策定している前項の品種の種子の生産に関する計画は、第5条の規定により策定された種子計画とみなす。
- 4 この条例の施行の際現にされている指定の申請その他の行為であって、第6条から第8条までの規定による行為に相当するものは、それぞれこれらの規定によりされたものとみなす。

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第7号

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和31年長崎県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------------------|--|-------------|-------|
| 別表第1（第3条関係） | | 別表第1（第3条関係） | |
| 事業の種類 | 分担金の率 | 事業の種類 | 分担金の率 |
| 略 | | 略 | |
| 農業水利施設 ストックマネ ジメント事業 | 事業費の21パーセント（農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知）に基づく事業を離島振興法に基づく指定地域、山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域において実施する場合は、事業費の16パーセント） | | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第8号

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|-------------|---|---|----|----|----------|-------------|---|---|----|----|----------|
| 別表第1（第2条関係） | | | | | | 別表第1（第2条関係） | | | | | |
| 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 | 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 |
| 1～14 略 | | | | | | 1～14 略 | | | | | |
| 14の2 | 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積に関する特例の認定の申請に対する審査 | 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料 | | 1件 | 27,000円 | | | | | | |
| 15及び15の2 略 | | | | | | 15及び15の2 略 | | | | | |
| 15の3 | 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の特例の許可の申請に対する審査 | 建築物の建蔽率に関する特例許可申請手数料 | | 1件 | 33,000円 | 15の3 | 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 建築物の建蔽率に関する特例許可申請手数料 | | 1件 | 33,000円 |
| 16～18 略 | | | | | | 16～18 略 | | | | | |
| 18の2 | 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可に対する審査 | 建築物の高さの特例許可申請手数料 | | 1件 | 160,000円 | | | | | | |
| 19 | 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 | | 1件 | 160,000円 | 19 | 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 | 建築物の高さの許可申請手数料 | | 1件 | 160,000円 |
| 20及び21 略 | | | | | | 20及び21 略 | | | | | |
| 21の2 | 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可に対する審査 | 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | | 1件 | 160,000円 | | | | | | |
| 22～24の3 略 | | | | | | 22～24の3 略 | | | | | |
| 24の4 | 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積、同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第9項第2号の規定に基づく建築物の開口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に | 特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積、壁面の位置又は開口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 | | 1件 | 160,000円 | 24の4 | 建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積、同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第9項第2号の規定に基づく建築物の開口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申 | 特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積、壁面の位置又は開口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 | | 1件 | 160,000円 |

| | に対する審査 | | | | |
|-----------|--|--|--|----|--|
| 25～32の2 略 | | | | | |
| 33 | 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査 | 一団地内において建築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料 | | 1件 | 建築物の数が1又は2である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては7万8,000円に2を超える建築物の数の2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 34 | 建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査 | 既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物の特例認定申請手数料 | | 1件 | 建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数の2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 34の2 | 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなす一団地の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 敷地内に広い空地を有する一の敷地とみなす一団地内において建築等をする1又は2以上の建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料 | | 1件 | 建築物の数が1又は2である場合にあっては、22万円、建築物の数が3以上である場合にあっては、22万円に2を超える建築物の数の2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 34の3 | 建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなす一団地の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料 | | 1件 | 建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては、22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては、22万円に1を超える建築物の数の2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 35 | 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物以外の建築物の増築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査 | 一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料 | | 1件 | 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物及び一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築 |

| | 請に対する審査 | | | | |
|-----------|--|--|--|----|---|
| 25～32の2 略 | | | | | |
| 33 | 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査 | 一団地に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料 | | 1件 | 建築物の数が1又は2である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては7万8,000円に2を超える建築物の数の2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 34 | 建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査 | 既存建築物と前提とした総合的見地からした設計による建築物の特例認定申請手数料 | | 1件 | 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数の2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 34の2 | 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなす一団地に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の各部分の高さ又は容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 敷地内に広い空地を有する一の敷地とみなす一団地内において建築される1又は2以上の構えを成す建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料 | | 1件 | 建築物の数が1又は2である場合にあっては、22万円、建築物の数が3以上である場合にあっては、22万円に2を超える建築物の数の2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 34の3 | 建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなす一団地の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料 | | 1件 | 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては、22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては、22万円に1を超える建築物の数の2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 35 | 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築申請に対する審査 | 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築申請手数料 | | 1件 | 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|---|----|---|--|--|--|----|---|
| | | | | | 物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 | | | | | |
| 35の2 | 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一般地内認定建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料 | 一般地内認定建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料 | | 1件 | 建築物（一般地内認定建築物以外の建築物の新築及び一般地内認定建築物の増築等をするものに限る。） 以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては、22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては、22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 | | | | 1件 | 建築物（一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては、22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては、22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 35の3 | 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一般地内許可建築物以外の建築物の新築又は一般地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査 | 一般地内許可建築物以外の建築物の新築又は一般地内許可建築物の増築等の特例許可申請手数料 | | 1件 | 建築物（一般地内許可建築物以外の建築物の新築及び一般地内許可建築物の増築等をするものに限る。） 以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては、22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては、22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 | | | | 1件 | 建築物（一般地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては、22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては、22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 36～68の2 略 | | | | | | | | | | |
| 69 | 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第54条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | (1) 一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の場合 ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は指定確認検査機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。）が当該低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しているこ | 1件 | 33,000円 | | | | 1件 | 33,000円 |
| 69 | 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第54条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | (1) 一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の場合 ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は指定確認検査機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。）が当該低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しているこ | 1件 | 33,000円 | | | | 1件 | 33,000円 |

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|----|----------|--|--|----|----------|--|
| | | | | とを証する書類 (以下この項及び次項において「適合証」という。)の提出がないもので評価手法が性能基準であるもの | | | | とを証する書類 (以下この項及び次項において「適合証」という。)の提出がないもの | | | |
| | | | | イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様基準であるもの | 同 | 17,000円 | | イ 適合証の提出があるもの | 同 | 4,000円 | |
| | | | | ウ 適合証の提出があるもの | 同 | 4,000円 | | | | | |
| | | | | (2) 共同住宅等 (一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)の住棟全体的場合又は非住宅部分及び住宅部分を有する建築物 (以下この項及び次項において「複合建築物」という。)の住宅部分のみの場合 次のアからウまでの区分に応じて、それぞれ(ア)に掲げる申請に係る住戸の数に応じて規定する金額に、共用部分がある場合は(イ)に掲げる申請に係る共用部分の面積の合計の区分に応じて規定する金額を加算した額 | | | | (2) 共同住宅等 (一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)の住棟全体的場合又は非住宅部分及び住宅部分を有する建築物 (以下この項及び次項において「複合建築物」という。)の住宅部分のみの場合 次のア、イに応じて、それぞれ(ア)に掲げる申請に係る住戸の数に応じて規定する金額に、共用部分がある場合は(イ)に掲げる申請に係る共用部分の面積の合計の区分に応じて規定する金額を加算した額 | | | |
| | | | | ア 適合証の提出がないもので評価手法が性能基準であるもの | | | | ア 適合証の提出がないもの | | | |
| | | | | (ア) 住戸部分 | | | | (ア) 住戸部分 | | | |
| | | | | a 1戸の場合 | 1件 | 33,000円 | | a 1戸の場合 | 1件 | 33,000円 | |
| | | | | b 1戸を超え5戸以下 | 同 | 67,000円 | | b 1戸を超え5戸以下 | 同 | 67,000円 | |
| | | | | c 5戸を超え10戸以下 | 同 | 94,000円 | | c 5戸を超え10戸以下 | 同 | 94,000円 | |
| | | | | d 10戸を超え25戸以下 | 同 | 133,000円 | | d 10戸を超え25戸以下 | 同 | 133,000円 | |
| | | | | e 25戸を超え50戸以下 | 同 | 191,000円 | | e 25戸を超え50戸以下 | 同 | 191,000円 | |
| | | | | f 50戸を超え100戸以下 | 同 | 274,000円 | | f 50戸を超え100戸以下 | 同 | 274,000円 | |
| | | | | g 100戸を超え200戸以下 | 同 | 371,000円 | | g 100戸を超え200戸以下 | 同 | 371,000円 | |
| | | | | h 200戸を超え300戸以下 | 同 | 487,000円 | | h 200戸を超え300戸以下 | 同 | 487,000円 | |
| | | | | i 300戸を超えるもの | 同 | 572,000円 | | i 300戸を超えるもの | 同 | 572,000円 | |
| | | | | (イ) 共用部分 | | | | (イ) 共用部分 | | | |
| | | | | a 300平方メートル以内 | 同 | 106,000円 | | a 300平方メートル以内 | 同 | 106,000円 | |
| | | | | b 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内 | 同 | 134,000円 | | b 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内 | 同 | 134,000円 | |
| | | | | c 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 | 同 | 175,000円 | | c 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 | 同 | 175,000円 | |
| | | | | d 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 | 同 | 273,000円 | | d 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 | 同 | 273,000円 | |
| | | | | e 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 | 同 | 351,000円 | | e 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 | 同 | 351,000円 | |
| | | | | f 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 | 同 | 420,000円 | | f 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 | 同 | 420,000円 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|--|----------------------|--|----|-----------------------|--|----|--|---------------------------------|--------------------------------|----------|---------|
| | | | g 25,000平方メートルを超えるもの | 同 | 489,000円 | | | | g 25,000平方メートルを超えるもの | 同 | 489,000円 | |
| | | | イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様基準であるもの | | | | | | イ 適合証の提出があるもの | | | |
| | | | (ア) 住戸部分 | | | | | | (ア) 住戸部分 | | | |
| | | | a 1戸の場合 | 同 | 17,000円 | | | | a 1戸の場合 | 同 | 4,000円 | |
| | | | b 1戸を超え5戸以下 | 同 | 32,000円 | | | | b 1戸を超え5戸以下 | 同 | 9,000円 | |
| | | | c 5戸を超え10戸以下 | 同 | 46,000円 | | | | c 5戸を超え10戸以下 | 同 | 15,000円 | |
| | | | d 10戸を超え25戸以下 | 同 | 66,000円 | | | | d 10戸を超え25戸以下 | 同 | 26,000円 | |
| | | | e 25戸を超え50戸以下 | 同 | 100,000円 | | | | e 25戸を超え50戸以下 | 同 | 43,000円 | |
| | | | f 50戸を超え100戸下 | 同 | 152,000円 | | | | f 50戸を超え100戸以下 | 同 | 78,000円 | |
| | | | g 100戸を超え200戸以下 | 同 | 216,000円 | | | | g 100戸を超え200戸以下 | 同 | 124,000円 | |
| | | | h 200戸を超え300戸以下 | 同 | 280,000円 | | | | h 200戸を超え300戸以下 | 同 | 156,000円 | |
| | | | i 300戸を超えるもの | 同 | 318,000円 | | | | i 300戸を超えるもの | 同 | 167,000円 | |
| | | | (イ) 共用部分 | 同 | (2)のアの(イ)に掲げる区分に応じた金額 | | | | (イ) 共用部分 | 同 | 9,000円 | |
| | | | ウ 適合証の提出があるもの | | | | | | a 300平方メートル以内 | 同 | 16,000円 | |
| | | | (ア) 住戸部分 | | | | | | b 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内 | 同 | 26,000円 | |
| | | | a 1戸の場合 | 同 | 4,000円 | | | | c 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 | 同 | 78,000円 | |
| | | | b 1戸を超え5戸以下 | 同 | 9,000円 | | | | d 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 | 同 | 124,000円 | |
| | | | c 5戸を超え10戸以下 | 同 | 15,000円 | | | | e 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 | 同 | 156,000円 | |
| | | | d 10戸を超え25戸以下 | 同 | 26,000円 | | | | f 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 | 同 | 196,000円 | |
| | | | e 25戸を超え50戸以下 | 同 | 43,000円 | | | | g 25,000平方メートルを超えるもの | 同 | 196,000円 | |
| | | | f 50戸を超え100戸以下 | 同 | 78,000円 | | | | | | | |
| | | | g 100戸を超え200戸以下 | 同 | 124,000円 | | | | | | | |
| | | | h 200戸を超え300戸以下 | 同 | 156,000円 | | | | | | | |
| | | | i 300戸を超えるもの | 同 | 167,000円 | | | | | | | |
| | | | (イ) 共用部分 | 同 | 9,000円 | | | | | | | |
| | | | a 300平方メートル以内 | 同 | 16,000円 | | | | | | | |
| | | | b 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内 | 同 | 26,000円 | | | | | | | |
| | | | c 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 | 同 | 78,000円 | | | | | | | |
| | | | d 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 | 同 | 124,000円 | | | | | | | |
| | | | e 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 | 同 | 156,000円 | | | | | | | |
| | | | f 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 | 同 | 196,000円 | | | | | | | |
| | | | g 25,000平方メートルを超えるもの | 同 | 196,000円 | | | | | | | |
| | | | (3)及び(4) 略 | | | | | | (3)及び(4) 略 | | | |
| 70 | 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築 | 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | (1) 一戸建て住宅の場合 ア 適合証の提出がないもので評価手法が性能基準であるもの イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様基準 | 1件 | 16,500円 | | 70 | 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築 | 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | (1) 一戸建て住宅の場合 ア 適合証の提出がないもの | 1件 | 16,500円 |
| | | | イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様基準 | 同 | 8,500円 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|----|--|--|-----------------|----|--|
| 等計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査 | 準であるもの | 同 | 2,000円 | 等計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査 | イ 適合証の提出があるもの | 同 | 2,000円 |
| | (2) 共同住宅等の住棟全体の場合又は複合建築物の住宅部分のみの場合 次のアからウまでの区分に応じて、それぞれ、住戸部分に計画変更がある場合は(ア)に掲げる計画変更に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額に、共用部分に計画変更がある場合は(イ)に掲げる計画変更に係る共用部分の面積の区分に応じて規定する金額を加算した額 | | | | | | |
| | ア 適合証の提出がないもので評価手法が性能基準であるもの | | | | ア 適合証の提出がないもの | | |
| | (ア) 住戸部分 | | | | (ア) 住戸部分 | | |
| | a 1戸の場合 | 1件 | 16,500円 | | a 1戸の場合 | 1件 | 16,500円 |
| | b 1戸を超え5戸以下 | 同 | 33,500円 | | b 1戸を超え5戸以下 | 同 | 33,500円 |
| | c 5戸を超え10戸以下 | 同 | 47,000円 | | c 5戸を超え10戸以下 | 同 | 47,000円 |
| | d 10戸を超え25戸以下 | 同 | 66,500円 | | d 10戸を超え25戸以下 | 同 | 66,500円 |
| | e 25戸を超え50戸以下 | 同 | 95,500円 | | e 25戸を超え50戸以下 | 同 | 95,500円 |
| | f 50戸を超え100戸以下 | 同 | 137,000円 | | f 50戸を超え100戸以下 | 同 | 137,000円 |
| | g 100戸を超え200戸以下 | 同 | 185,500円 | | g 100戸を超え200戸以下 | 同 | 185,500円 |
| | h 200戸を超え300戸以下 | 同 | 243,500円 | | h 200戸を超え300戸以下 | 同 | 243,500円 |
| | i 300戸を超えるもの | 同 | 286,000円 | | i 300戸を超えるもの | 同 | 286,000円 |
| | (イ) 共用部分 | 同 | 計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）について、前項(2)のアの(イ)に掲げる区分に応じた金額 | | (イ) 共用部分 | 同 | 計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）について、前項(2)のアの(イ)に掲げる区分に応じた金額 |
| | イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様基準であるもの | | | | | | |
| | (ア) 住戸部分 | | | | | | |
| | a 1戸の場合 | 同 | 8,500円 | | | | |
| | b 1戸を超え5戸以下 | 同 | 16,000円 | | | | |
| | c 5戸を超え10戸以下 | 同 | 23,000円 | | | | |
| | d 10戸を超え25戸以下 | 同 | 33,000円 | | | | |
| | e 25戸を超え50戸以下 | 同 | 50,000円 | | | | |
| | f 50戸を超え100戸以下 | 同 | 76,000円 | | | | |
| | g 100戸を超え200戸以下 | 同 | 108,000円 | | | | |
| | h 200戸を超え300戸以下 | 同 | 140,000円 | | | | |
| | i 300戸を超えるもの | 同 | 159,000円 | | | | |
| | (イ) 共用部分 | 同 | 計画変更に係る床面積の合計の2分の1 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------------|--|--|---|--|--|--|
| | | | | の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）について、前項(2)のイのイに掲げる区分に応じた金額 | | | | | |
| | | | ウ 適合証の提出があるもの | | | | | | |
| | | | (ア) 住戸部分 | | | | | | |
| | | | a 1戸の場合 | 同 | 2,000円 | | | | |
| | | | b 1戸を超え5戸以下 | 同 | 4,500円 | | | | |
| | | | c 5戸を超え10戸以下 | 同 | 7,500円 | | | | |
| | | | d 10戸を超え25戸以下 | 同 | 13,000円 | | | | |
| | | | e 25戸を超え50戸以下 | 同 | 21,500円 | | | | |
| | | | f 50戸を超え100戸以下 | 同 | 39,000円 | | | | |
| | | | g 100戸を超え200戸以下 | 同 | 62,000円 | | | | |
| | | | h 200戸を超え300戸以下 | 同 | 78,000円 | | | | |
| | | | i 300戸を超えるもの | 同 | 83,500円 | | | | |
| | | | (イ) 共用部分 | 同 | 計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）について、前項(2)のウのイに掲げる区分に応じた金額 | | | | |
| | | | (3)及び(4) 略 | | | | | | |
| | | | 71～73 略 | | | | | | |
| | | | 74 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | (1) 一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項から76の項までにおいて同じ。）の場合 | | | |
| | | | | | | ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関において当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項から76の項までにおいて「適合証」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項及び75の項において「評価書」 | | | |
| | | | 74 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | (1) 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合 | | | |
| | | | | | | ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関において当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項から76の項までにおいて「適合証」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項及び75の項において「評価書」 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|----------|--|--|--|--|--|---|----|----------|--|--|--|
| | という。)の写しの添付があるもの | | | | | | | | という。)の写しの添付があるもの | | | | | |
| | (ア) 200平方メートル未満 | 1件 | 4,000円 | | | | | | (ア) 200平方メートル未満 | 1件 | 4,000円 | | | |
| | (イ) 200平方メートル以上 | 同 | 4,000円 | | | | | | (イ) 200平方メートル以上 | 同 | 4,000円 | | | |
| | イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの | | | | | | | | イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの | | | | | |
| | (ア) 200平方メートル未満 | 同 | 30,000円 | | | | | | (ア) 200平方メートル未満 | 同 | 30,000円 | | | |
| | (イ) 200平方メートル以上 | 同 | 33,000円 | | | | | | (イ) 200平方メートル以上 | 同 | 33,000円 | | | |
| | ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの | | | | | | | | | | | | | |
| | (ア) 200平方メートル未満 | 同 | 15,000円 | | | | | | | | | | | |
| | (イ) 200平方メートル以上 | 同 | 16,000円 | | | | | | | | | | | |
| | (2) 共同住宅等（一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項から76の項までにおいて同じ。）の場合 | | | | | | | | (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、住宅の共用部を含む。以下この項から76の項までにおいて同じ。）で評価手法が性能基準の場合 | | | | | |
| | ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの | | | | | | | | ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの | | | | | |
| | (ア) 300平方メートル未満 | 1件 | 8,000円 | | | | | | (ア) 300平方メートル未満 | 1件 | 8,000円 | | | |
| | (イ) 300平方メートル以上 | 同 | 17,000円 | | | | | | (イ) 300平方メートル以上 | 同 | 17,000円 | | | |
| | (ウ) 2,000平方メートル未満 | 同 | 39,000円 | | | | | | (ウ) 2,000平方メートル未満 | 同 | 39,000円 | | | |
| | (エ) 2,000平方メートル以上 | 同 | 39,000円 | | | | | | (エ) 2,000平方メートル以上 | 同 | 39,000円 | | | |
| | (オ) 5,000平方メートル未満 | 同 | 71,000円 | | | | | | (オ) 5,000平方メートル未満 | 同 | 71,000円 | | | |
| | (カ) 5,000平方メートル以上 | 同 | 71,000円 | | | | | | (カ) 5,000平方メートル以上 | 同 | 71,000円 | | | |
| | イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの | | | | | | | | イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの | | | | | |
| | (ア) 300平方メートル未満 | 同 | 61,000円 | | | | | | (ア) 300平方メートル未満 | 同 | 61,000円 | | | |
| | (イ) 300平方メートル以上 | 同 | 102,000円 | | | | | | (イ) 300平方メートル以上 | 同 | 102,000円 | | | |
| | (ウ) 2,000平方メートル未満 | 同 | 174,000円 | | | | | | (ウ) 2,000平方メートル未満 | 同 | 174,000円 | | | |
| | (エ) 2,000平方メートル以上 | 同 | 174,000円 | | | | | | (エ) 2,000平方メートル以上 | 同 | 174,000円 | | | |
| | (オ) 5,000平方メートル未満 | 同 | 249,000円 | | | | | | (オ) 5,000平方メートル未満 | 同 | 249,000円 | | | |
| | (カ) 5,000平方メートル以上 | 同 | 249,000円 | | | | | | (カ) 5,000平方メートル以上 | 同 | 249,000円 | | | |
| | ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの | | | | | | | | | | | | | |
| | (ア) 300平方メートル未満 | 同 | 29,000円 | | | | | | | | | | | |
| | (イ) 300平方メートル以上 | 同 | 50,000円 | | | | | | | | | | | |
| | (ウ) 2,000平方メートル未満 | 同 | 91,000円 | | | | | | | | | | | |
| | (エ) 2,000平方メートル以上 | 同 | 91,000円 | | | | | | | | | | | |
| | (オ) 5,000平方メートル未満 | 同 | 138,000円 | | | | | | | | | | | |
| | (カ) 5,000平方メートル以上 | 同 | 138,000円 | | | | | | | | | | | |

| | | (3)～(5) 略 | | | | (3)～(5) 略 | | | |
|--------------------------------------|---|---------------------------|--------------------------------------|--|-----|-----------|--|--|--|
| 74の2 略 | | | | | | | | | |
| 75 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | (1) 一戸建て住宅の場合 | | | | | | |
| | | | ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの | | 1 件 | 2,000円 | | | |
| | | | (ア) 200平方メートル未満 | | 同 | 2,000円 | | | |
| | | | (イ) 200平方メートル以上 | | 同 | 2,000円 | | | |
| | | | イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの | | 同 | 15,000円 | | | |
| | | | (ア) 200平方メートル未満 | | 同 | 16,500円 | | | |
| | | | (イ) 200平方メートル以上 | | 同 | 16,500円 | | | |
| | | | ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの | | 同 | 7,500円 | | | |
| | | | (ア) 200平方メートル未満 | | 同 | 8,000円 | | | |
| | | | (イ) 200平方メートル以上 | | 同 | 8,000円 | | | |
| | | | (2) 共同住宅等の場合 | | | | | | |
| | | | ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの | | 1 件 | 4,000円 | | | |
| | | | (ア) 300平方メートル未満 | | 同 | 8,500円 | | | |
| | | | (イ) 300平方メートル以上 | | 同 | 8,500円 | | | |
| (イ) 2,000平方メートル未満 | | 同 | 19,500円 | | | | | | |
| (ウ) 2,000平方メートル以上 | | 同 | 19,500円 | | | | | | |
| (ウ) 5,000平方メートル未満 | | 同 | 35,500円 | | | | | | |
| (エ) 5,000平方メートル以上 | | 同 | 35,500円 | | | | | | |
| イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの | | 同 | 30,500円 | | | | | | |
| (ア) 300平方メートル未満 | | 同 | 51,000円 | | | | | | |
| (イ) 300平方メートル以上 | | 同 | 51,000円 | | | | | | |
| (イ) 2,000平方メートル未満 | | 同 | 87,000円 | | | | | | |
| (ウ) 2,000平方メートル以上 | | 同 | 87,000円 | | | | | | |
| (ウ) 5,000平方メートル未満 | | 同 | 124,500円 | | | | | | |
| (エ) 5,000平方メートル以上 | | 同 | 124,500円 | | | | | | |
| ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの | | 同 | 14,500円 | | | | | | |
| (ア) 300平方メートル未満 | | 同 | 25,000円 | | | | | | |
| (イ) 300平方メートル以上 | | 同 | 25,000円 | | | | | | |
| (イ) 2,000平方メートル未満 | | 同 | 45,500円 | | | | | | |
| (ウ) 2,000平方メートル以上 | | 同 | 45,500円 | | | | | | |
| (ウ) 5,000平方メートル未満 | | 同 | 69,000円 | | | | | | |
| (エ) 5,000平方メートル以上 | | 同 | 69,000円 | | | | | | |
| 74の2 略 | | | | | | | | | |
| 75 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | (1) 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合 | | | | | | |
| | | | ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの | | 1 件 | 2,000円 | | | |
| | | | (ア) 200平方メートル未満 | | 同 | 2,000円 | | | |
| | | | (イ) 200平方メートル以上 | | 同 | 2,000円 | | | |
| | | | イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの | | 同 | 15,000円 | | | |
| | | | (ア) 200平方メートル未満 | | 同 | 16,500円 | | | |
| | | | (イ) 200平方メートル以上 | | 同 | 16,500円 | | | |
| | | | (2) 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合 | | | | | | |
| | | | ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの | | 1 件 | 4,000円 | | | |
| | | | (ア) 300平方メートル未満 | | 同 | 8,500円 | | | |
| | | | (イ) 300平方メートル以上 | | 同 | 8,500円 | | | |
| | | | (イ) 2,000平方メートル未満 | | 同 | 19,500円 | | | |
| | | | (ウ) 2,000平方メートル以上 | | 同 | 19,500円 | | | |
| | | | (ウ) 5,000平方メートル未満 | | 同 | 35,500円 | | | |
| (エ) 5,000平方メートル以上 | | 同 | 35,500円 | | | | | | |
| イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの | | 同 | 30,500円 | | | | | | |
| (ア) 300平方メートル未満 | | 同 | 51,000円 | | | | | | |
| (イ) 300平方メートル以上 | | 同 | 51,000円 | | | | | | |
| (イ) 2,000平方メートル未満 | | 同 | 87,000円 | | | | | | |
| (ウ) 2,000平方メートル以上 | | 同 | 87,000円 | | | | | | |
| (ウ) 5,000平方メートル未満 | | 同 | 124,500円 | | | | | | |
| (エ) 5,000平方メートル以上 | | 同 | 124,500円 | | | | | | |

| | |
|-----------|-----------|
| (3)～(6) 略 | (3)～(6) 略 |
| 備考 略 | 備考 略 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の14の項、18の項及び21の項の次に1項を加える改正部分並びに19の項及び33の項から35の3の項までの改正部分については、令和5年4月1日から施行する。

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第9号

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正)

第1条 市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和32年長崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (定数) 第2条 市町村立学校県費負担教職員（以下「教職員」という。）の定数は、 <u>9,164人</u> とする。 | (定数) 第2条 市町村立学校県費負担教職員（以下「教職員」という。）の定数は、 <u>9,131人</u> とする。 |

(県立学校職員定数条例の一部改正)

第2条 県立学校職員定数条例（昭和32年長崎県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (定数) 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,799人</u> (2) 特別支援学校の職員 <u>1,259人</u> | (定数) 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,783人</u> (2) 特別支援学校の職員 <u>1,253人</u> |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第10号

県立高等学校等条例の一部を改正する条例

県立高等学校等条例（昭和39年長崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------|-----|---|--|--------------|---|--------------|----------------|---|--|---|-----|-----|---|--|--------------|---|---|--|
| 別表第1（第1条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>長崎県立鶴南特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>長崎県立時和特別支援学校</td> <td style="text-align: center;"><u>西彼杵郡時津町</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 位 置 | 略 | | 長崎県立鶴南特別支援学校 | 略 | 長崎県立時和特別支援学校 | <u>西彼杵郡時津町</u> | 略 | | 別表第1（第1条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>長崎県立鶴南特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 位 置 | 略 | | 長崎県立鶴南特別支援学校 | 略 | 略 | |
| 名 称 | 位 置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長崎県立鶴南特別支援学校 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長崎県立時和特別支援学校 | <u>西彼杵郡時津町</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名 称 | 位 置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長崎県立鶴南特別支援学校 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第11号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(特殊作業手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第6号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃若しくは人事委員会 が定める皇族の警衛 1,150円</p> <p>(2) 前号に掲げる皇族以外の皇族の警衛 640円</p> <p>(3) 警護対象者の警護 1,150円</p> <p>6～13 略</p> <p>14 第1項第16号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき1,100円（特に困難で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）とする。</p> | <p>(特殊作業手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第6号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき640円（天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃若しくは人事委員会が定める皇族の警衛の場合にあっては、1,150円）とする。</p> <p>6～13 略</p> <p>14 第1項第16号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき1,100円とする。</p> |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第12号

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------------|--------|----|---------|----|---|--|---------|--|----|---------|-----------|--|----|---------|---|---|--|--|--|--|---|-----------------------------------|-------------|--|----|---------|--|----|-------|--------|----|----|----|---|--|-----------------|--|----|------|---|------------------------------|-----------------|--|----|------|---|--------------------------------|---------|--|----|---------|-----------|--|----|---------|---|---|--|--|--|--|
| <p>別表第9 道路交通法関係手数料表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事務の名称</th> <th>手数料の名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">道路交通法（以下この表において「法」という。）第51条の8第1項及び第6項の規定に基づく登録に関する事務</td> <td>登録申請手数料</td> <td></td> <td>1件</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>登録更新申請手数料</td> <td></td> <td>1件</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可に関する事務</td> <td>特定自動運行許可手数料</td> <td></td> <td>1件</td> <td>79,200円</td> </tr> </tbody> </table> | 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 | 1 | 道路交通法（以下この表において「法」という。）第51条の8第1項及び第6項の規定に基づく登録に関する事務 | 登録申請手数料 | | 1件 | 23,000円 | 登録更新申請手数料 | | 1件 | 23,000円 | 2 | 略 | | | | | 3 | 法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可に関する事務 | 特定自動運行許可手数料 | | 1件 | 79,200円 | <p>別表第9 道路交通法関係手数料表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事務の名称</th> <th>手数料の名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>道路交通法（以下この表において「法」という。）第49条第1項の規定に基づくパーキング・メーターの作動</td> <td>パーキング・メーター作動手数料</td> <td></td> <td>1回</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>法第49条第1項の規定に基づくパーキング・チケットの発給</td> <td>パーキング・チケット発給手数料</td> <td></td> <td>1回</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">法第51条の8第1項及び第6項の規定に基づく登録に関する事務</td> <td>登録申請手数料</td> <td></td> <td>1件</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>登録更新申請手数料</td> <td></td> <td>1件</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 | 1 | 道路交通法（以下この表において「法」という。）第49条第1項の規定に基づくパーキング・メーターの作動 | パーキング・メーター作動手数料 | | 1回 | 200円 | 2 | 法第49条第1項の規定に基づくパーキング・チケットの発給 | パーキング・チケット発給手数料 | | 1回 | 200円 | 3 | 法第51条の8第1項及び第6項の規定に基づく登録に関する事務 | 登録申請手数料 | | 1件 | 23,000円 | 登録更新申請手数料 | | 1件 | 23,000円 | 4 | 略 | | | | |
| 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 道路交通法（以下この表において「法」という。）第51条の8第1項及び第6項の規定に基づく登録に関する事務 | 登録申請手数料 | | 1件 | 23,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 登録更新申請手数料 | | 1件 | 23,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可に関する事務 | 特定自動運行許可手数料 | | 1件 | 79,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 道路交通法（以下この表において「法」という。）第49条第1項の規定に基づくパーキング・メーターの作動 | パーキング・メーター作動手数料 | | 1回 | 200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 法第49条第1項の規定に基づくパーキング・チケットの発給 | パーキング・チケット発給手数料 | | 1回 | 200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 法第51条の8第1項及び第6項の規定に基づく登録に関する事務 | 登録申請手数料 | | 1件 | 23,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 登録更新申請手数料 | | 1件 | 23,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--------|--|-----------------|----|---------|
| 4 | 法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可に関する事務 | 特定自動運行計画変更許可手数料 | 1件 | 78,500円 |
| 5～26 略 | | | | |
| 備考 略 | | | | |

別表第13（第3条関係）

| 事務の名称 | 手数料の名称 | 指定機関 |
|---|--------|------|
| 略 | | |
| 道路交通法第108条の2第1項第2号、第10号又は第14号の規定に基づく講習の実施 | 略 | |

| |
|--------|
| 5～26 略 |
| 備考 略 |

別表第13（第3条関係）

| 事務の名称 | 手数料の名称 | 指定機関 |
|--------------------------------------|--------|------|
| 略 | | |
| 道路交通法第108条の2第1項第2号又は第10号の規定に基づく講習の実施 | 略 | |

発行者
長崎県
尾上町三番一号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

長崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

電話代表
直通
(八二四)一一一
(八九五)二二一
(四)

長崎県条例第13号

長崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例

長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）</p> <p>第21条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院</p> <p><u>(8) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所</u></p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>2及び3 略</p> | <p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）</p> <p>第21条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所</p> <p><u>(8)～(12) 略</u></p> <p>2及び3 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条第1項第5号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

印刷所
長崎県
弥生町八番三十号

株式会社
永
岩永印刷
明所